

(別紙)「生態系保全のための化学物質の審査・規制の導入について」に係る意見概要

項目	意見(概要)	件数
1.生態系保全のための化学物質の審査・規制の導入の必要性について	生態系保全のための化学物質の審査・規制の導入に賛成	16
	化学物質管理の入口論として一部の試験を規定することは重要であり、仮に生態影響試験を導入する場合には、OECDの各種試験法について採用を検討することは妥当	1
	厳しい基準の導入を希望	1
	化学物質審査規制法及び労働安全衛生法の二重規制に加え、生態系保全のための法律が加わることには反対	1
	生態系保全の観点からの審査・規制は、従来の化審法とは異なった切り口が必要ではないか。現行の仕組みにとらわれずに生態影響評価の導入に係る検討を行うべき	4
	個々の化学物質に係る対策の要望意見(トリブチルスズ化合物、ホルムアルデヒド、農薬、合成洗剤、有機ハロゲン化合物、香料、人工着色料、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)ノニルフェノール等)	14
	2.生態系保全に係る審査・規制スキームについて考慮すべき事項について	医薬品、農薬も含め、全ての化学物質に対し生態影響評価を行うべき。家庭用殺虫剤や水産用医薬品の影響が大きいのではないか
試験・研究用途の化学物質も対象とすべき	1	
内分泌かく乱化学物質問題への対応強化を要望	4	
ポリマーも対象とすべき	4	
良分解物質であっても環境中から検出されるため、生態影響評価を行う対象とすべき	4	
良分解物質は審査・規制不要ではないか	1	
分解生成物等の毒性にも留意すべき	4	
分解生成物は引き続き審査すべき。但し、分解前の物質の製造・輸入・使用量を勘案するとともに、逆に微量の生成物についても定量的構造活性相関(QSAR)によるスクリーニング審査を行うなど、規制の漏れがないよう配慮すべき	1	
費用負担が大きく、国際的に見ても日本でしか要求されていない分解生成物や不純物に関する試験は廃止すべき	5	
リスク評価を積極的に導入し、取扱量や用途に応じた合理的な評価スキームを構築すべき。閉鎖系用途の化学物質については、規制を緩和することが合理的ではないか	5	
リスク評価を導入するのであれば、同時に用途規制を導入すべき	2	
一律に年間10t以上を製造・輸入する化学物質を試験の対象とするのではなく、毒性やリスクの大小の視点からも規制をかけるべき	1	
閉鎖系でしか用いられない化学物質であっても、最終的には廃棄物として環境中へ放出される可能性があるため規制は必要	1	

項目	意見（概要）	件数
	分解性・蓄積性・生態毒性の組み合わせによる規制を検討すべき	1
	国際水準から見劣りしない制度とすべき	1
	改正鳥獣保護法に倣い、新制度では、「生態系の保全」という用語を用いるべき	1
3 .生態影響に関する試験と審査のあり方について	藻類、ミジンコ、魚類に係る急性毒性試験を課すことに賛成	1
	水生生物以外の生物に関する試験も要求すべき	5
	必要に応じて追加的な試験を課すことができるようにすべき	6
	疎水性の化学物質については底生生物試験を課すべき	1
	一律に3点の試験の実施を課すのではなく、段階的なものとすべき。水生生物以外の試験は時期尚早。ポリマースキーム試験についても、スクリーニング毒性や濃縮試験を要求されている例があるので、合理的なものとすべき。	1
	試験実施機関の確保に留意すべき	2
	試験に使用する外来種による生態系かく乱が起こることのないよう留意すべき	1
	培養細胞等を用いた試験法を検討すべき	2
	生態影響試験のエンドポイントは受精、細胞分裂、発生、幼体、成体、生殖等とすべき	1
	第1種特定化学物質のような厳しい規制を設けるのであれば、試験の不確実性は極力避けるべきであり、何が種の絶滅のおそれに繋がるのかを議論すべき	1
	モデル環境での試験が必要	2
	環境濃度に季節変化のある化学物質に関する評価方法を確立すべき	1
	化学物質の複合汚染に関する評価方法を確立すべき	1
	事後影響評価制度を導入すべき	1
	希少種保護の視点しかない現状は改め、さまざまな生物に対する影響評価を行うべき	1
4 .生態影響試験を求める化学物質の範囲について	届出を要する化学物質の量の裾切りは、現行どおり1 t以上とすべき	1
	届出を要する化学物質の量の裾切りは10 t以上とすべき	2
5 .構造活性相関の活用の可能性について	QSARを積極的に活用できる位置付けとすべき	3
	QSARから得られる情報のみに基づいて審査、判定を行うことは不可能であり、QSARは重点的に検討すべき物質の絞り込み等、限定的な目的にのみ使用すべき	2
	米国有害物質規制法（TSCA）のQSARの活用の背景には、再審査制度があること、審査後も新たなデータを入手したら当局に提出せねばならないとしていること等があることに留意する必要	1
6 .既存化学物質の対策について	既存化学物質についても試験・審査を実施すべき	6

項目	意見（概要）	件数
	バイオサイドを優先的に点検すべき	1
	既存化学物質の点検については、産業界が主体的な責任を負うべき	1
	既存化学物質の点検については、国においても更なる実施の加速を図るべき	1
	既存化学物質の点検は、官民協力の下、効率的に進めるべき	1
7. 審査・規制スキームの見直しについて	米国TSCAやEU第7次修正指令の動向を踏まえ、各分野の意見を聞きながら検討すべき	1
	基準や審査、規制の体制は極力単純明快なものとするべき。また、規制の公平性と強力な強制力が必要	1
	バイオサイドについては一般工業化学品とは別に、メーカー側に有害性及びリスク評価に係るデータを求め、登録を行うシステムとするべき	1
	用途ごとに化学物質の製造から廃棄までの環境負荷評価を行い、負荷の少ない化学物質を推奨する制度を作るべき	1
	海外で規制されている物質と類似の構造の物質に注意を払うべき	1
	共通の作用機序を有する化学物質はまとめて規制すべき	1
	化学物質審査規制法の目的に「リスクをもたらす物質を規制する」という考え方を採り入れるべき	1
	全ての届出物質について、ハザード評価に量と用途を考慮した総合的な管理を行うべき	1
	フィールド試験なしでの実用化は問題。生産者は、毒性試験や環境影響評価を実施し、すべての試験報告書を公開の上パブリックコメントを求め、消費者との合意の後に初めて、製造販売できるようにすべき	1
	審査期間の短縮を希望	1
	審査終了後であっても追加試験・情報の要求を行い、再審査できる制度とするべき	2
	日本の環境条件に配慮した独自の検査方法を創設すべき	1
	化学物質の定義を「元素及びその化合物」とし、金属、天然物等についても規制の対象に加えるべき	1
	製造者責任を明確化し、基礎研究の充実を図るべき	1
	試験法の国際調和を図るほか、既存のデータの活用、海外で実施された審査結果の採用等、企業の負担の軽減も視野に入れて制度の改善を検討すべき	2
	分解度試験を行う際の被験物質濃度は水溶解度までとするべき	1
	分解度試験に用いる活性汚泥の問題等について科学的に検討し改善すべき	1
	同一物質の届出の有無を照会する仕組みや、先行届出者のデータを2番目以降の届出者が利用できる仕組みの構築について検討すべき	1
	第1種特定化学物質や第2種特定化学物質が非常に少ないのは疑問であり、化学物質審査規制法をもっと積極的	1

項目	意見（概要）	件数
	に活用して有害化学物質の規制を行うべき	
8 .安全性評価の透明性の確保等について	審議の透明性を確保するため、届出者と行政サイドとで議論できる場を設け、審議の評価基準についても明らかにすべき	3
	企業の行ったリスク評価内容について審議過程で検討し、規制区分にも反映させるようなスキームを構築すべき	1
	リスク評価部門とリスク管理部門は互いに独立な組織であるべき	2
	情報公開、リスクコミュニケーションについて、第三者による監査を行える仕組みを導入すべき	1
9 .分類と表示について	GHSを踏まえ、我が国の表示制度も抜本的な見直しを行うべき	4
	GHSは化学物質総合管理の一環として導入するのであればよいが、生態影響評価部分のみを導入しようというのであれば疑問	1
10 .情報公開について	化学物質の毒性情報の公開とリスクコミュニケーションを推進すべき	4
	悪影響を及ぼす化学物質については、営業秘密にかかわらず全面的に情報公開すべき	1
	化学物質の安全性評価に使用した生のデータや審議過程も公開すべき	4
	化学物質名称の公示や評価結果の取扱に当たり、営業秘密の確保に注意を払うべき	3
11 .化学物質の審査・規制に関するその他の意見	化学物質管理関連法規の整理・統合を推進し、化学物質を横断的・総合的に管理する法律を制定すべき	7
	化学物質総合管理について検討を進めるべき	2
	リスクのある物質は禁止すべき、予防原則にのっとり規制を行うべき	6
	罰則や立入検査の規定を置くことは重要	2
	異なる法令間での優良試験所基準（GLP）の調整を図るべき。また、物理化学性状試験に関するGLPの要否も検討すべき	1
	課徴金制度等の経済的インセンティブの活用も視野に入れるべき	1
	判定結果の官報公示の際、CAS番号も付与すべき	1
	化学物質の審査・規制制度の改正に当たり、パブリックコメントの実施を希望	1
	GLP審査が厳格すぎるために日本の毒性試験は高額になっているのではないかと	1
	各種データベースに格納されている生態毒性データは、規制への使用に当たり検証が必要	1
	化学物質審査規制法所管3省の連携の強化を図り、運用面での不都合を改善すべき	2
	蓄積性及び生態毒性は密接な関係があることから、いずれも環境省所管とすべき	1
	途上国の化学物質の規制を援助すべき	1

項目	意見（概要）	件数
	輸出される化学物質についても、輸出先や地球規模での環境汚染の防止の観点から国内と同様の規制を行うべき	1
	安全性の確認に当たり、動物実験を行うことには反対	13
1 2 .化学物質の審査・規制以外に関する意見	小中学校での教育への採用等、環境問題に関する広報を希望	1
	さらにわかりやすくアクセスしやすいパブリックコメントの実施を希望	2
	飲用に供しない環境水の基準は生態系保全を目的として設定すべき	1
	化学物質審査規制法への生態影響評価の導入の次のステップとして、生物を用いた簡易水質評価キットなどを活用した環境啓発事業に取り組んではどうか	1
	化学物質審査規制法以外の法令の不備の指摘	3
	建材のリサイクルによる有害物質汚染を懸念	1
	シャンプー等の詰め替え製品製造の義務付け、容器の価格の引き上げによりゴミを減らしていくべき	1
	検討会委員に生物の専門家が少ないので、この検討をさらに続行するのであれば生物の専門家、自然保護にかかわる活動をしているNGO/NPOの方を委員に加えるべき	1
1 3 .検討会報告書の記述に関する意見	さらに具体的な記述を求める意見	16
	記述ぶりに関する意見	16